

# 大日本帝国憲法

明治十四年の政変後、政府はドイツ流の欽定憲法制定の方針を固めた。自由民権運動での私擬憲法の作成が禁止され、その一方で、政府では伊藤博文が中心となって憲法草案の作成を進めた。そして1889年2月11日、大日本帝国憲法が公布され、日本は政府主導で近代的立憲国家として新たに歩みを始めた。

## ○ 憲法制定の準備

### ● 憲法の方針

1881年、政府は国会の開設・在り方と君主権について、次の内紛を生じさせていた。

①急進論（主張者：<sup>(1)</sup> \_\_\_\_\_）

…国会を早期に開設し、イギリス流の議院内閣制で君主権を弱くするべきと主張

②漸進論（主張者：伊藤博文・右大臣岩倉具視）

…国会をゆっくり開設し、ドイツ流の欽定憲法<sup>きんてい</sup>で君主権を強くするべきと主張

⇒(1)が<sup>(2)</sup> \_\_\_\_\_ で追放されると、君主権を強くする方針が決まった。



1882年、政府は伊藤をヨーロッパに派遣して、憲法調査に当たらせた。

⇒伊藤は、ベルリン大学の<sup>(3)</sup> \_\_\_\_\_、ウィーン大学の<sup>(4)</sup> \_\_\_\_\_ から、ドイツ流の憲法理論を学び、帰国後に国会開設・憲法制定の準備を進めた。



図1 グナイスト



図2 シュタイン

### ● 貴族院の土台作り

1884年、<sup>(5)</sup> \_\_\_\_\_ 制定

…華族を「公・侯・伯・子・男」の5爵<sup>しやく</sup>にわけ、明治維新の功労者も華族にした法令

…国会開設に備えて、公選によらない議院「<sup>(6)</sup> \_\_\_\_\_」の議員の候補者確保

### ● 内閣制度の制定

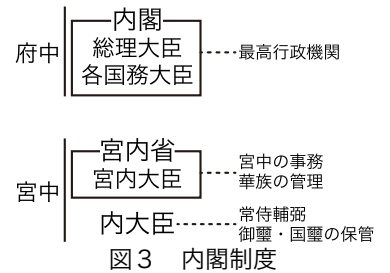
1885年、太政官制廃止・<sup>(7)</sup> \_\_\_\_\_ 制定

…天皇の指名する総理大臣（首相）が、各省長官（国务大臣）を率いて、国家の最高行政機関「内閣」を組織し、内閣は会議「閣議」で意思決定

…宮内省は宮中事務を司り、宮中と政府の区別のために内閣から分離

…内閣に属さない者が、<sup>(8)</sup> \_\_\_\_\_ となって宮中に置かれ、御璽・国璽（天皇・日本の印）を保管し、天皇を常侍輔弼（天皇への助言）

…<sup>(9)</sup> \_\_\_\_\_ が初代総理大臣に就任し、また、例外的に宮内大臣を兼任



### ● 強い政府統制での地方制度

ドイツ人顧問<sup>(10)</sup> \_\_\_\_\_ の助言を得て、地方制度が整備された。

①1888年、<sup>(11)</sup> \_\_\_\_\_

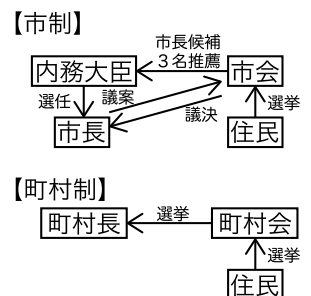
…1878年の郡区町村編制法で定めた行政単位に、「市」を加えて再整備

…市長は内務大臣が選任、無給の名誉職である町村長は町村会で公選

②1890年、<sup>(12)</sup> \_\_\_\_\_

…郡長・郡参事会を行政機関、町村会議員と大地主の互選による郡会を議決機関

…府県知事は官選（政府の任命）、府県会議員は市会・郡会の間接選挙



## ●政府による憲法草案

1886年頃から、政府は国民に極秘で憲法草案を作成し、私擬憲法に対抗した。

→草案作成は、ドイツ人顧問<sup>(13)</sup> \_\_\_\_\_らの助言を得て、

伊藤博文を中心に井上毅<sup>こわし</sup>・伊東巳代治<sup>みよじ</sup>・金子堅太郎<sup>けんたろう</sup>らが当たった。

⇒草案の審議は、1888年設置の<sup>(14)</sup> \_\_\_\_\_で天皇臨席のもとで重ねられた。

◇1887年の保安条例で私擬憲法の作成を禁じ、憲法制定は政府主導で進行

◇(14) …特別な法律・条約などについて、天皇の諮問に答える機関

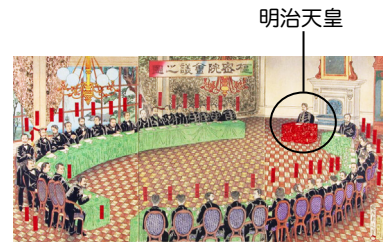


図5 枢密院での会議

## ○大日本帝国憲法

### ●憲法の発布

1889年2月11日（紀元節）、<sup>(15)</sup> \_\_\_\_\_発布

…<sup>(16)</sup> \_\_\_\_\_内閣の時に発布され、日本を近代的立憲制国家とした憲法

…天皇（君主）が自ら制定して国民に与えた憲法<sup>(17)</sup> \_\_\_\_\_という体裁



図6 憲法発布式  
\*黒田首相が憲法を賜る場面

### <強い君主権>

神聖不可侵とされた天皇は、統治権の全てを握る総攬者<sup>そうらん</sup>として、

国会も関与できない<sup>(18)</sup> \_\_\_\_\_と総称される次の強い権限をもった。

①文官・武官の任免権、宣戦・講和や条約の締結などの外交権

②非常事態時、軍隊に治安権限を与える戒厳令の発令権

③議会の閉会中などの緊急事態時、天皇の命令が法律に代わる緊急勅令の制定権

④陸海軍の作戦・用兵などの指揮統率をおこなう<sup>(19)</sup> \_\_\_\_\_

◇(19) …内閣も関与できず（陸・海軍省から分離）、<sup>(20)</sup> \_\_\_\_\_と呼称

◇帷幄上奏<sup>いあく</sup>…参謀総長、軍令部総長、陸・海軍大臣が、天皇に直接意見を伝えること

### <二院制の国会>

大日本帝国憲法下の最高立法機関の国会は、<sup>(21)</sup> \_\_\_\_\_と呼ばれ、

対等の権限を2つの議院から成る二院制であった。

①<sup>(22)</sup> \_\_\_\_\_：皇族議員、世襲・互選による華族の議員、天皇が任命する勅任議員、以上の議員から成る国会の機関

②<sup>(23)</sup> \_\_\_\_\_：公選による議員から成る国会の機関

(東京全市は) 言語に絶した騒ぎを演じている。滑稽なことには、誰も憲法の内容をご存じないのだ。



図7 ベルツ

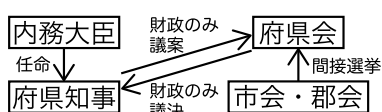
### <憲法下の日本国民>

大日本帝国憲法下の日本国民は、天皇の支配を受ける者<sup>(24)</sup> \_\_\_\_\_と呼称され、

法律の範囲内でのみ、信教の自由、言論・出版・集会・結社の自由を許可された。

◇ドイツ人医師<sup>(25)</sup> \_\_\_\_\_は、自身の日記で自由の一部が制限された状況を紹介

### 【府県制】



### 【郡制】

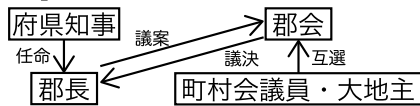


図8 府県制・郡制

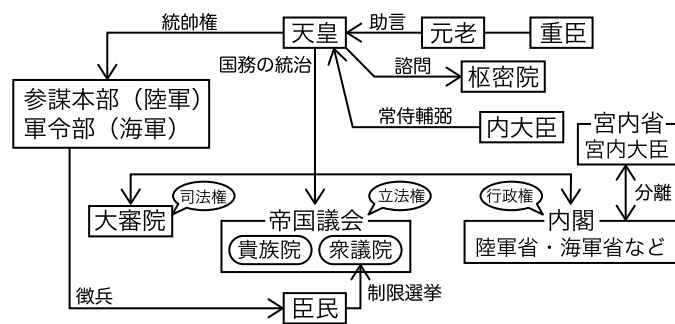


図9 国家機構